

# くみあいニュース

山口大学教職員組合 (2025年4月7日 Monday)

第289号 (2024年度-第1号) / 電話: 083-933-5034・メール: fuy-union@galaxy.ocn.ne.jp

## 4か月分の一時金支給は組合の成果！組合に加入しよう！

### ～組合員が増えれば4月遡及も視野に 逆に減れば1年遅れも～

人勧にもとづく給与引上げは昨年度(2023年度)の段階では、一部の大学が4月遡及ではなく12月実施あるいは翌年度実施でしたが、今年、山口大学を含めて13大学(判明分)で12月以降の引上げとなっています。特に、中四国地区と九州地区に多く、島根大学・香川大学・大分大学・佐賀大学・宮崎大学等が遡及なしという状況です。その他、東京海洋大学・神戸大学等も遡及なしで、北海道大学に至っては1年遅れの今年4月実施となる可能性が高まっています。



こうした状況のもとで「値切り」となった大学のほとんどが大学提案通りで押し切られたのに対し、山口大学では粘り強い協議・交渉の結果、既報の通り8か月分値切りの半分、4か月分が一時金として追加支給されることになりました。もし組合がなければ、他大学同様、完全不遡及で終わっただけでしょうし、2025年以降もそれが既定事実として進むことになるでしょう。逆に組合員がもっと増えれば、給与問題だけでなくあらゆる問題で今とは違った状況が生まれます。

「組合員でなくても組合の成果は還元されるから無理に組合に入る必要はない」という声が時々聞こえます。しかしそれでいいのでしょうか。ニュースに目を通していただいている方には、是非そのことを問い直していただきたいと思います。組合がなければ山口大学は労働者にとってもっと働きづらい大学になるでしょう。さらなる労働条件の切り下げが目論まれ、業務の複雑化・多忙化で時には人が倒れる、そのような職場、大学でいいのでしょうか。

## 新任者への組合説明会等で、今年も新たな組合員を迎えました！

### 組合への就業規則改正案(4/1付)説明行われる(3/7)

#### ～配偶者手当廃止、非常勤・子の看護無給休暇、退職者の一時金不支給は問題～

3月7日(金)午前、人事課長等から組合へ4月1日改正を予定している就業規則改正説明が行われました。改正案の概要については各担当者から事前説明があり、吉田事業場過半数代表者に対しては3月5日に説明がありました。吉田事業場の滝野過半数代表者はこの就業規則改正案の内、扶養手当改正(配偶者手当の2年後廃止)・子の看護休暇等取得要件緩和・一時金支給対象からの一部除外等についての意見を付した「意見書」を3月18日(火)に学長宛に提出しています。

組合は説明会当日、人事課に対して問題点を指摘した上で3月31日に「配偶者及びび子に係る扶養手当の改正について」、「子の看護等休暇に係る取得要件の拡充について」、「病気退職者及び大学院修学退職者への一時金支給について」として、それぞれ申入書を提出しました。(2頁・3頁に掲載)



○配偶者手当引下げ・廃止：8年前の2017年度(H29年度)から3年かけて13,000円から6,500円に切り下げられた配偶者手当が、今度は2年かけてとうとう廃止されます。今回もその時同様、一方で「子ども手当」が増額となります。そのため、家族構成・扶養状態によって総額で減額となる方と増額となる方が混在する形となります。組合としては、配偶者手当廃止は明らかな労働条件不利益変更であり基本、撤回すべきと考えます。

2025年3月31日

国立大学法人山口大学  
総務企画部人事課長 林 清之 殿

山口大学教職員組合  
書記長 森下 

#### 配偶者及び子に係る扶養手当の改正について（申入れ）

このことについて、「配偶者手当」の内、子に係る手当を増額する（現行の 10,000 円から 13,000 円に）一方で配偶者に係る手当を 2026 年度（R 8 年度）に廃止することとされており、それぞれ、2026 年度（R 7 年度）から 2026 年度（R 7 年度）にかけて改定することであるが、それぞれの教職員の所帯状況によって総額で増額となるものと減額となるものが生じると思われる。

配偶者手当については、2017 年度（H29 年度）から 2019 年度（R 元年度）の 3 年間で段階的に減額され、現行支給額となったものであるが、その際は当組合としてこれを労働条件不利益変更であることから協議・交渉を行った結果、最終的には数項目の代償措置が提示され所要の制度改正を行った経緯がある。

よって、このことについての協議・交渉を行うことを求める。

そのため、2016 年（H28 年）12 月 15 日に提示いただいた「扶養手当の改定に伴う影響見込額調」を参照の上、所帯ごとの支給額増減状況を明らかにする資料の提示を求める。

なお、「年齢加算」として 16 歳年度初めから 22 歳年度末の子への月額 5,000 円増額があると思われるが、制度全体の課題点を検討する上では必要な事項であり、説明資料に加えるべきであろう。

以上

2025年3月31日

国立大学法人山口大学  
学 長 谷澤 幸生 殿

山口大学教職員組合  
執行委員長 三原 敬 

#### 子の看護等休暇に係る取得要件の拡充について（申入れ）

今回提案された 4 月 1 日付け改正とされている「子の看護等休暇に係る取得要件の拡充」については、労働条件の改善となるものであり、評価できる。

ただし、このことについて非常勤職員も取得対象者となっているが、特設の補足説明はないものの、常勤職員同等の規則改正は予定されておらず、無給休暇とされているものと思われる。

昨年 10 月 17 日に申し入れた通りであるが、非常勤職員の特別休暇のうち有給休暇は常勤職員と比較して限定的であり、2020 年に同一労働同一賃金の見地から、組合が各種労働条件の改善を求め、うち病気休暇（10 日）は有給化されたが、それ以外は据え置かれている。山口大学に所属する非常勤職員は、山口大学を支える重要な労働力となっており、大学はその労働環境を十分に保障する必要があると言えよう。まずは、今回の子の看護等休暇について常勤職員同様に有給とすることを求める。

この他、看護休暇等について他の国立大学法人にあっては、「子の看護休暇等」に加えて「保の看護休暇等」を設定している大学もあり、本学においてもその新設を検討しては如何かと考える。

以上、検討・協議事項とするよう申し入れる。

以上

2025年3月31日

国立大学法人山口大学  
学長 谷澤 幸生 殿

山口大学教職員組合  
執行委員長 三原 敏之 

### 病気休職者及び大学院修学休職者への一時金支給について（申入れ）

このことについて、これまで給与引上げを行う際に今回のような形で病気休職及び大学院修学休職をおこなった者をその支給対象外とすることは従来なかったことである。

しかも、「令和6年8月1日から令和6年11月30日までの間に国立大学法人山口大学職員休職規則第3条に規定する病気休職者しくは国立大学法人山口大学職員就業規則第44条に規定する大学院修学休業した者又は令和6年8月1日から基準日までの間に退職した者を除く」として、この4か月間に1日でも休職期間があれば支給対象外とすることにも道理がない。

仮に「前項支給」を行わないとしても、その間の給与支給割合及び勤務日数に応じて支給すべきと考える。

以上について検討の上、現行どおりの規則によって得られた支給額を追加支給するよう求める。

以上

2025年3月31日

国立大学法人山口大学  
総務企画部長 三浦 幹生 殿

山口大学教職員組合  
書記長 森下 

### 国立大学法人役員賠償責任保険自己負担廃止について

このことについて、聞き及ぶところによれば、学長・理事・監事など山口大学役員がこれまで1割負担していた「国立大学法人役員賠償責任保険」の保険料について、2月21日開催の第312回役員会及び3月4日開催第315回役員会でこれを審議し、承認（議決）したとのことですが、その議決経緯等について下記のとおりお尋ねします。

記

- 役員賠償責任保険について本学は「支払い限度額1億円・適用範囲全世界」で加入し、その年間保険料は2024年度（86年度）351,000円、2025年度（87年度）は年間345,000円とされているが、2024年度の各役員者の年間保険料負担額を提示すること。
- 山口大学として最初に当該保険への加入を決めた時の会籍名・開催月日・検討資料を提示すること。その上で、各年度の契約更新の際の審議・議決状況を提示すること。
- 該大学のアンケート調査結果によれば、2019年度（81年度）と2023年度（85年度）を比較した場合、全額法人負担としている大学が1%から28%と倍増していることを本学で全額法人負担化の模範としているが、役員負担割合を10%としている大学はいずれも半数程度であり、比率として特に増加していない。その状況のもとで個人負担を廃止する根拠を説明すること。
- 2021年3月の改正会社法施行により発足した、民間企業役員等が加入者となる「会社役員賠償責任保険（D40保険）」保険料の企業負担について、経済産業省は「利益相反の観点からの取締役会承認」に加えて、「社外取締役が過半数の構成員である任意の委員会の同意」もしくは「社外取締役全員の同意」を得ることを条件としている。今回の決定に際して、「社外取締役」に準ずると思われる「経営協議会学外委員」への報告・審議状況は如何か、仮に、役員会のみでの審議・議決であった場合、その適法性を説明すること。
- 国大協保険（国立大学法人総合損害保険）メニュー3の「役員傷害保険」について、2004年度（平成16年度）以降の年間保険料及び負担者・負担額を提示すること。これについても賠償責任保険同様、審議・承認の状況を提示すること。
- 役員賠償責任保険及び国大協保険の給付実績を提示すること。

以上

○子の看護等休暇取得要件拡充：労働条件改善であり評価できるものの、問題はこれを適用される非常勤職員の場合無給休暇のままというところにあります。その他無給の特別休暇も含めて有給化を求めます。また、看護休暇取得の対象に他大学では孫を加えているところもあり、山口大学でも同様な措置を導入するよう求めました。

○一時金支給にかかる規則の制定：「令和6年8月1日から令和6年11月30日までの間に国立大学法人山口大学職員休職規則第3条に規定する病気休職若しくは国立大学法人山口大学職員就業規則第44条に規定する大学院修学休業した者」としているのは承服しがたく、少なくとも勤務日数分に応じて支給すべきです。

上記の他、①役職者（管理職特別）勤務手当の改正、②広域移動手当の改正、③クロスアポイントメント制度の改正、④勤務時間、休暇等に関する規則別表1～3の改正（附属学校名の変更ならびに休憩時間の変更、および適用予定のない時間帯の削除）、⑤新たな職名の新設等による任免規則の改正&選考採用実態の反映にともなう条文の整備、⑥事業場の名称変更にかかる労働安全衛生関係の規定の改正（(1)教育学部附属光小学校・附属光中学校事業場を「教育学部附属光義務教育学校事業場」に変更し、同事業場に衛生推進者を2人置く措置、(2)「国立大学法人山口大学職員労働安全衛生規則」の第10条第4項の部局として「学環」を加える等については、特に異論がないとしました。

## 役員賠償責任保険一割負担(年間 35,000 円)廃止手続は妥当か？

くみあいニュース前号（第288号：3/6発行）で報じた役員賠償責任保険問題は結局、3月4日の役員会での2回目の審議の結果、議了したとの情報を得た組合は、3月31日に「国立大学法人役員賠償責任保険自己負担廃止について」として、この間の審議状況を質す申入書（3頁に掲載）を森下書記長名で三浦総務企画部長宛に提出しました。



申入書では、①2024年度の各役員の間年保険料負担額、②最初に当該保険への加入を決めた時の会議名と内容・資料等及び各年度の契約更新の際の審議・議決状況、③個人負担を廃止する根拠の説明（役員負担割合が1割の大学が半数程度で、ここ数年間特に増加していない）、④「会社役員賠償責任保険（D&O保険）」保険料の企業負担について経済産業省が条件としている「利益相反の観点からの取締役会承認」「社外取締役が過半数の構成員である任意の委員会の同意」「社外取締役全員の同意」等に照らして、「社外取締役」に準ずると思われる「経営協議会学外委員」への報告・審議状況は如何か、その適法性の説明、⑤国大協保険メニュー3「役員傷害保険」について、年間保険料及び負担者・負担額および審議・承認の状況、⑥役員賠償責任保険及び国大協保険の給付実績等の提示を求めました。

## 山口大学教職員組合 第57回定期大会開催(3/8)



組合は3月8日（土）に第57回定期大会を開催しました。大会は執行委員と各分会代議員等の出席のもと、活動報告と決算承認、運動方針と予算案討議を滞りなく終え、三原委員長・森下書記長のもと、新たな1年を踏み出しました。なお、第6号議案の「特別執行委員選出について」も可決され、鴨崎参与が引き続き特別執行委員に選出されました。

前年度の組合のとりくみは、人勸を踏まえた賃金改善の「値切り」反対、勤勉手当引上げを踏まえた業績評価給への傾斜加算方式問題、旅費規則改正問題等の教職員の労働条件改善を目指す取り組みに加えて、学生への大学会館大ホール空調費有料化問題、授業料値上げ反対署名の取り組み支援など学生の自主的な運動への支援、また、かねてより重視してきた主としてパワハラを背景とした個別相談への対応等多岐にわたりました。新しい運動方針の中でもそうしたとりくみを継続的に進めることを確認しました。

なお、組合財政立て直しを図り、新型コロナ禍前のように、組合員へ還元できる様々なとりくみを進めることも確認しました。その皮切りに3月25日（火）夕刻、吉田地区でのこの数年間の退職組合員の方々にお声掛けし「退職者を送る会」を6年振りに開催し、組合員としての貢献に敬意を表し労をねぎらいました。